

## 口座の売買禁止について

株式会社 北都銀行

預金規定では、第三者による口座の利用を禁止させていただいておりますので、口座を売ることや貸すことはできません。預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただく場合もございます。

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成 16 年 12 月 30 日施行)により、相手になりすまし不当な目的があることを知りながら、預金通帳やキャッシュカードなどを譲り渡したり、正当な理由なしに、有償で、預金通帳やキャッシュカードなどを譲り渡した場合には、50 万円以下の罰金が処せられます。

以上